



# 湯梨浜町空き家財道具等 処分費支援事業補助金



## 1 補助の概要

■空き家・空き地情報バンクを利用する空き家所有者に対して、家財道具等の処分費を助成します。

※家財道具等の処分に着手する前に申請してください。

## 2 申請ができる方

■空き家・空き地情報バンクに登録されている空き家の所有者で、以下の要件を全て満たす方が対象です。

①対象の空き家を空き家・空き地情報バンクに登録した日から、5年目の3月31日まで引き続き登録すること。

(対象の空き家について売買または賃貸借契約を締結したことにより、登録の抹消を行う場合は除きます。)

②市町村税を完納していること。

③暴力団の構成員でないこと。

④空き家の家財道具等の処分について、他の補助金の交付を受けていないこと。

## 3 補助の対象

■空き家に残存する家財道具等を処分及び搬出するための経費で、交付決定と同一年度内に完了するもの。

## 4 補助金額

補助金額：補助対象経費の1/2 (※1,000円未満切り捨て)

補助上限額：20万円

## 5 その他

■補助金の交付を受けた後、空き家・空き地情報バンクに対象の空き家を登録した日から、5年目の3月31日まで引き続き登録することが条件となります。この条件に反したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付された補助金を返還していただきます。

※対象の空き家について売買または賃貸借契約を締結したことにより、登録の抹消を行う場合は除きます。

※申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

【詳しくは下記までお問い合わせください】

湯梨浜町役場デジタル・みらい戦略課 〒682-0723 湯梨浜町大字久留 19-1

【電話】0858-35-3141 【電子メール】ymirai@yurihama.jp

# 補助申請に必要な書類

■湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金交付申請書  
(様式第1号)

■登録物件に係る売買又は賃貸借契約書の写し  
又は  
湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金誓約書  
(様式第2号)

■処分費の額が確認できる契約書又は見積書の写し

■処分及び搬出を行う家財道具等の現況写真

■市町村税の納税証明書